名称	員数	指定告示	所有者	所有者の住所	所在の場所
金剛峯寺本坊 大主殿及び奥書院 真然堂 護摩堂 鐘楼 経蔵 山門 会下門 かご塀 築地塀	一二棟	令和六年一月十九日文部科学省告示第二号	宗教法人金剛峯寺	和歌山県伊都郡高野町大字高野山一三二番地	和歌山県伊都郡高野町大字高野山

○文化庁告示第十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十二条の二第一項の規定により、次の表に掲げる重要文化財を管理すべき団体として公益財団法人高野山文化財保存会を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年八月二十二日

文化庁長官　都倉　俊一

名称	員数	指定告示	所有者	所有者の住所	所在の場所
金剛峯寺 御影堂 西塔 山王院拝殿 山王院鐘楼 准胝堂 宝蔵 大会堂 愛染堂 三昧堂	九棟	令和六年十二月九日文部科学省告示第百六十八号	宗教法人金剛峯寺	和歌山県伊都郡高野町大字高野山一三二番地	和歌山県伊都郡高野町大字高野山

○文化庁告示第十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十二条の二第一項の規定により、次の表に掲げる重要文化財を管理すべき団体として公益財団法人高野山文化財保存会を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年八月二十二日

文化庁長官　都倉　俊一

名称	員数	指定告示	所有者	所有者の住所	所在の場所
金剛峯寺金堂及び根本大塔 金堂 根本大塔	二棟	令和六年十二月九日文部科学省告示第百六十八号	宗教法人金剛峯寺	和歌山県伊都郡高野町大字高野山一三二番地	和歌山県伊都郡高野町大字高野山

○農林水産省告示第千二百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月二十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県上益城郡甲佐町大字横田字岩鼻五三一の一、五三一の二、五三三の一、五三五、五三六の一、五三七から五四〇まで、五四六、五四七の一、五四七の二、五四九の一、五四九の二、五五一、字丸山五五四の一、五五四の一九、五五五の一、五五六、五五七の一、五五九、五六〇、五六一の一、五六二、五六三の一、五六四の一、五六八の一、五六九の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字岩鼻五三一の一・五三一の二・五三六の一・五三七・五三九（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び甲佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月二十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡球磨村大字三ケ浦乙字小屋平二五六〇の五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月二十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　高知県香美市物部町別府字サイニヨウ五五一の六、五五一の七、五五四のハ

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月二十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　高知県安芸市畑山字芝居乙一〇七一の九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字芝居乙一〇七一の九（次の図に示す部分に限る。）